

協和

No.244

社報タイトル「協和」は社内で
掲げる2026年の標語です。

発行責任者 / 小林 政 仁
発行 日 / 2026年10月1日



日本クレアス税理士法人 埼玉川口本部 小林合同会計

税理士 小林 政 氏	税理士 小林 政 仁
税理士 須賀 保 雄	税理士 原 岡 昌 幸
税理士 伊 藤 智 之	

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <http://j-creas.com>

11月の税務

- 11月10日
 1. 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 11月16日
 2. 所得税の予定納税額の減額申請
- 11月30日
 3. 所得税の予定納税額の納付（第2期分）
 4. 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
 5. 9月決算法人の確定申告
〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
 6. 3月, 6月, 9月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
〈消費税及び地方消費税〉
 7. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
〈消費税及び地方消費税〉
 8. 3月決算法人の中間申告
〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
 9. 消費税の年税額が400万円超の3月, 6月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税及び地方消費税〉
 10. 消費税の年税額が4,800万円超の8月, 9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2か月分）〈消費税及び地方消費税〉
- 11月中において市町村の条例で定める日
 11. 個人事業税の納付（第2期分）

※デスクマット等に挟んでご利用ください。





税務マメ知識

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

～防衛特別法人税・所得税～

H・H

税制改正により防衛特別法人税、防衛特別所得税が創設されました。

○防衛特別法人税

令和8年4月1日以後に開始する事業年度から各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税の納税義務者となり、防衛特別法人税の確定申告書の提出が必要になります。(防衛特別法人税が0円であっても申告は必要になります。)

税額は、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から、年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額です。

○防衛特別所得税

令和9年1月1日以後に生ずる所得に対する所得税の額の1%の税率です。

また、復興特別所得税については、税率が1.1%(改正前は2.1%)に引き下げられ、課税期間が令和29年12月31日まで(改正前は令和19年12月31日まで)10年間延長されました。

なお、改正前(復興特別所得税の税率2.1%)と改正後(防衛特別所得税の税率1%及び復興特別所得税の税率1.1%)とで、合計税率(2.1%)に変更はありません。



食欲の秋とスポーツの秋

M・O

秋になると、栗やさつまいも、きのこなど旬の食材を目にする機会が増え、つい食べ過ぎてしまいそうになります。私にとって秋はまさに「食欲の秋」です。

おいしいものを楽しみたい一方で健康も気になるため、最近はピラティスやジムに通い、体を動かす習慣を続けています。運動を始めたことで、以前よりも食事のバランスや健康について意識するようになりました。

食べることも運動することも、どちらかを我慢するのではなく、どちらも楽しむことが大切なのだと感じています。

食欲の秋、そしてスポーツの秋。皆様も秋の味覚を楽しみながら、ご自身に合った方法で健康づくりに取り組んでみてはいかがでしょうか。

